

長崎県職業能力開発関係表彰要領

(目的)

第1 この要領は、優れた技能者及び職業能力開発に貢献した者等を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重気運を醸成し、技能者及び職業能力開発に対する理解を深めるとともに、職業能力開発の推進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2 表彰は、知事が次の各号に該当する者に対して行う。ただし、過去に同一の理由により当該表彰を受賞した者は除く。

- 1 優れた技能者
- 2 優良認定職業訓練事業所又は団体及び認定職業訓練功労者
- 3 優良技能検定事業所又は団体及び技能検定功労者
- 4 優良技能振興事業所又は団体及び技能振興功労者

(表彰の基準)

第3 この要領による表彰を受けることができる者は、次の各項に定めるところによる。

1 優れた技能者

次の各号にすべて該当するものとする。

- ① その者の有する技能の程度が、長崎県内を通じて極めて優れている者と目されている者。(原則、1級技能士(単一等級含む)か、それと同等の資格を有すること。)
- ② その者の有する技能に関して15年以上の経験を有し、かつ、現に当該職業に就業している者で、表彰日現在で、年齢35歳以上の者。
- ③ 当該技能に関し、後進技能者の指導育成を行い、又は工夫改善等によって生産性の向上に寄与したこと等により、労働者の福祉の増進、及び産業の発展に尽くした者。
- ④ 勤務成績、日常行為等において他技能者の模範と認められる者。

2 優良認定職業訓練事業所又は団体及び認定職業訓練功労者

- ① 優良認定職業訓練事業所又は団体

表彰する年度(以下「当該年度」という。)の3年前の4月1日以前に職業能力開発促進法(以下「法」という。)に基づく認定職業訓練を開始し、当該年度の8月1日現在継続して認定職業訓練を実施しており、かつ、次のすべて(ただし、ハ及びニについては、いずれか)に該当する事業所又は団体であって、認定職業訓練の実施状況が極めて優良で他の模範となるもの。

イ 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守の状況が良好であること。

ロ 当該職業訓練が的確に実施されていること。

ハ 長期訓練課程の訓練(専修訓練課程を含む。以下同じ。)を行う認定職業訓練実施事業所又は団体については、当該年度8月1日現在の長期訓練課程の訓練に係る訓練生数が、事業所においては10人以上、団体においては1訓練科について10人以上であること。

- ニ 短期間の訓練課程の訓練（指導員訓練研修課程を含む。以下同じ。）を行う認定職業訓練実施事業所又は団体については、前年度に100人以上の訓練生が修了しており、かつ、当該年度の訓練についても100人以上の訓練実施計画があること。
- ホ 前年度における訓練生の平均出席率が80%以上であること。
- ヘ 公正取引委員会の立入検査を受けた企業、公害発生企業、産業災害多発企業等県民感情にそぐわないものでないこと。

② 認定職業訓練功労者

認定職業訓練の振興・育成に多大な貢献をしているものと認められる者であって、次のすべてに該当する者であること。

- イ 認定職業訓練に係る業務に10年以上従事している者であること。
- ロ 前記①のへに係る企業に所属する者等県民感情にそぐわないものでないこと。

3 優良技能検定事業所又は団体及び技能検定功労者

① 優良技能検定事業所又は団体

技能検定に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範になるものと認められる事業所又は団体であって、次のすべてに該当するものであること。

- イ 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守の状況が良好であること。
- ロ 公正取引委員会の立入検査を受けた企業、公害発生企業、産業災害多発企業等県民感情にそぐわないものでないこと。

② 技能検定功労者

技能検定に関し、永年にわたり多大の貢献があったと認められる者で、次のすべてに該当する者であること。

- イ 技能検定委員として通算10年以上従事した者であること。
- ロ 前記①のロに係る企業に所属する者等県民感情にそぐわないものでないこと。
- ハ 原則として、当該事績に係る長崎県職業能力開発協会会長表彰を受賞した者であること。

4 優良技能振興事業所又は団体及び技能振興功労者

技能振興に顕著な功績があったと認められ、次のいずれかに該当する事業所、団体及び功績のあった者。

- ① 技能五輪、技能グランプリ、技能展、その他技能振興に資する活動に関し、永年にわたり多大な貢献があり、他の模範となるものと認められる事業所、団体及び貢献した者。
- ② 技能労働者の処遇・地位の向上に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範となるものと認められる事業所及び貢献した者。
- ③ 構成事業所に対して、労働者の処遇・地位の向上に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範となるようなものと認められる団体。

（推薦手続き）

第4 被表彰候補者の推薦等は、前記第2の1、2、4にあつては、市町長、業界団体・長崎県職業能力開発協会等の代表者が、前記第2の3については、長崎県職業能力開発協会会長が、第5に定める書類をもって知事に行うものとする。

(内申書様式)

- 第5 内申書の様式は、次によるものとする。
- 1 優れた技能者については、様式1。
 - 2 優良認定職業訓練事業所又は団体については、様式2。
 - 3 認定職業訓練功労者については、様式3。
 - 4 優良技能検定事業所又は団体については、様式4。
 - 5 技能検定功労者については、様式5。
 - 6 優良技能振興事業所又は団体については、様式6。
 - 7 技能振興功労者については、様式7。

(表彰の制限)

- 第6 表彰は、次のものには原則として行わないものとする。
- 1 成年被後見人及び被保佐人。
 - 2 犯罪容疑者及び犯罪歴のある者。
 - 3 経営上の欠陥や社会的不道徳のある者。
 - 4 その他県民感情にそぐわないもの及び表彰することが適当でないもの。

(表彰の方法)

- 第7 表彰は、毎年1回表彰状及び記念品を授与して行う。

(被表彰者の決定)

- 第8 被表彰者等は推薦のあった候補の中から知事が選考して決定するものとする。

附則

- この要領は、平成13年7月1日から施行する。
この要領は、令和7年7月9日から施行する。